

郵便はがき



〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇  
法務／経理 ご担当者 様  
(整理番号：〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 - 〇〇)

**重 要**

※内面も含め、必ずご一読ください※

## 「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査は、下請代金支払遅延等防止法第9条第2項の規定に基づき実施するものであり、貴社が「親事業者」となる事業者間取引について、本調査に**報告する義務があります**。詳細ははがきを開封のうえ、記載を参照し、報告してください。

提出期限：8月6日（木）

【調査主体】 中小企業庁



【本通知に関するお問い合わせ先】

「下請取引状況調査事務局」

T E L : 0120-059-543

受付時間：月曜～金曜 9:30～12:00、13:00～17:30

※ただし祝日を除く

※お問い合わせ時には社名とともに表面の整理番号を伺います。

## 「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査はオンラインにより実施します。以下を参照し、調査専用サイトにアクセスのうえ、親事業者は「設問に対する回答」及び「下請事業者名簿」を報告してください。親事業者に該当しない方は、その旨を報告願います。

(1) 次の①～③の方法で調査専用サイトにアクセスする。

### ①ブラウザに URL を入力

WEB ブラウザにて、以下の URL へアクセス。

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/sitauke>

[/torihiki-chosa](#)

<推奨環境>

Internet Explorer 11

Google chrome

Mozilla Firefox



### ②中小企業庁サイト経由

中小企業庁 のトップページ

(<https://www.chusho.meti.go.jp/>) から

下のバナーをクリックして専用サイトにアクセス。

下請事業者との  
取引に関する調査はこちら

下請代金支払遅延等防止法

### ③検索エンジンにてキーワード検索

Google、Yahoo! Japan 等の検索エンジンに  
キーワードを入力。

**中小企業庁 下請調査**で **検索**

(2) 整理番号及び発行する認証コードを入力後、  
回答画面にログインし、貴社の企業情報を確認  
(変更があれば更新)する。

### (3)-1 親事業者の方

事業所ごとに、各設問に対する回答を選択して提出  
する。下請事業者名簿は、サイトからダウンロードし  
た様式に入力後、アップロードする。

### (3)-2 親事業者に該当しない方

#### ■下請取引を行っていない事業者

- ① 「取引の内容」の該当及び、「取引当事者の資本金の区分」の内容を確認する。
- ② ①のいずれかに該当しない場合は、「貴社全体の下請取引の有無」欄の「取引無し」及び「下請法の適用を受ける下請事業者は存在しない」にチェックする。

#### ■事業活動を終了している事業者

企業情報の欄外の「事業活動を終了した」にチェックし、事由を選択する。

#### ■資本金 1,000 万円以下の事業者

企業情報欄の資本金の額を 1,000 万円以下に修正。

- (4) 入力完了後「企業情報を確認(更新)する」をクリックし、調査票への設問には回答せずに、「調査回答を提出する」をクリックして提出する。

# 経済産業省

20200603 中庁第2号  
令和2年6月25日

代表者 殿

中小企業庁長官

## 下請事業者との取引に関する調査について

本通知を受領した事業者は**必ず**はがきの内面を確認し、事業の状況について報告してください。

### 本調査に関する留意点

- 本通知は、親事業者となり得る資本金1,000万円を超える事業者に対し送付しております。確認の結果、親事業者に該当しない場合も、その旨の報告が必要となります。
- 本調査では、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの取引について報告してください。
- 貴社が対象期間に下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金の額（又は出資の総額）が1,000万円以下の場合も、その旨の報告が必要となります。
- 本調査は、近時の経済情勢の変化に伴い、取引環境に変化がある場合も考えられることから、例えば過去の調査で親事業者に該当しない旨を回答した場合でも、報告を求めています。
- 本調査はすべてオンラインにて実施**しております。調査票や回答用紙等の郵送はしていません。詳細は内面をご覧ください。
- 御報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する内容については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用する場合があります。）。